

上士幌町地域防災計画

一 風水害・火山災害対策編 一

令和2年8月

上士幌町防災会議

目次

【 】内凡例：全＝全ての課部局、総＝総務課、企＝企画財政課、町＝町民課、保＝保健福祉課、
商＝商工観光課、農＝農林課、建＝建設課、教＝教育委員会、消＝消防課（署）、
北＝北十勝2町

第1章	総則	1
第1節	計画策定の目的【全】	1
第2節	計画の性格【全】	1
第3節	上士幌町における防災対策の基本となる事項【全】	1
第4節	用語【全】	1
第5節	計画の修正要領	2
第6節	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱【全】	2
第7節	町民及び事業所者の基本的責務等【全】	2
第2章	上士幌町の概況	3
第1節	自然的条件【全】	3
第2節	社会的条件【全】	3
第3節	想定される災害【全】	4
第4節	過去の災害記録【全】	5
第5節	過去の災害教訓【全】	5
第3章	防災組織	6
第1節	組織計画【全】	6
第2節	気象業務に関する計画【全】	6
第4章	風水害予防計画	7
第1節	風水害に強いまちづくりの基本的な考え方【全】	7
第2節	水害予防計画【総、建、消】	9
第3節	風害予防計画【総、建、消】	
第4節	物資の調達・確保及び防災資機材等の整備【総、町、保】	18
第5節	避難体制整備計画【総、建、教】	18
第6節	避難行動要支援者等の要配慮者に関する対策計画【総、町、保、商、消】	18
第7節	防災活動促進計画【全】	18
第5章	風水害応急対策計画	19
第1節	風水害発生直前の対応【全】	19
第2節	応急活動体制【全】	19
第3節	災害情報等の収集、伝達計画【総】	20
第4節	災害広報計画【総、企、町、保、商、消】	20

■風水害・火山災害対策編■

第5節	避難対策計画【総、企、町、保、商、消】	20
第6節	救助救出計画【総、町、保、消】	21
第7節	災害警備計画【総】	21
第8節	交通応急対策計画【総、建、消】	21
第9節	輸送計画【総、町、保、建】	21
第10節	ヘリコプター等活用計画【総、消】	22
第11節	食料供給計画【総、町、保】	22
第12節	給水計画【総、企、建】	22
第13節	衣料・生活必需物資供給計画【総、町、保】	22
第14節	石油類燃料供給計画【総、商】	23
第15節	生活関連施設対策計画【総、建】	23
第16節	医療救護計画【総、保、消】	23
第17節	防疫計画【総、保、農】	23
第18節	廃棄物処理等計画【総、保、農、北】	24
第19節	家庭動物等対策計画【総、保、農、北】	24
第20節	文教対策計画【総、教】	24
第21節	住宅対策計画【総、建】	24
第22節	被災宅地安全対策計画【総、建】	24
第23節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画【総、町、消】	25
第24節	障害物除去計画【総、建、消】	25
第25節	広域応援・受援計画【総】	25
第26節	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画【総】	25
第27節	防災ボランティアとの連携計画【総、保】	26
第28節	災害義援金募集計画【総、企、保】	26
第29節	災害救助法の適用と実施【総】	26
第30節	応急飼料計画【総、農】	26
第31節	労務供給計画【全】	26
第32節	職員応援派遣計画【総】	27
第33節	災害応急金融計画【全】	27
第6章	火山災害予防計画	28
第1節	火山災害に強いまちづくりの基本的な考え方【全】	28
第2節	物資の調達・確保及び防災資機材等の整備【総、町、保】	28
第3節	避難体制整備計画【総、保、建】	29
第4節	避難行動要支援者等の要配慮者に関する対策計画【総、町、保、商、消】	29
第5節	防災活動促進計画【全】	29
第7章	火山災害応急対策計画	30
第1節	災害発生直前の対応【総】	30
第2節	応急活動体制【全】	32

■風水害・火山災害対策編■

第3節	災害情報等の収集、伝達計画【総】	32
第4節	災害広報計画【総、企、町、保、建、消】	32
第5節	避難対策計画【総、企、町、保、建、消】	32
第6節	救助救出計画【総、町、保、消】	33
第7節	災害警備計画【総】	33
第8節	交通応急対策計画【総、建、消】	33
第9節	輸送計画【総、町、保、建】	33
第10節	ヘリコプター等活用計画【総、消】	34
第11節	食料供給計画【総、町、保】	34
第12節	給水計画【総、企、建】	34
第13節	衣料・生活必需物資供給計画【総、町、保】	34
第14節	石油類燃料供給計画【総、商】	34
第15節	生活関連施設対策計画【総、建】	35
第16節	医療救護計画【総、保、消】	35
第17節	防疫計画【総、保、農】	35
第18節	廃棄物処理等計画【総、保、農、北】	35
第19節	家庭動物等対策計画【総、保、農、北】	36
第20節	文教対策計画【総、教】	36
第21節	住宅対策計画【総、建】	36
第22節	被災宅地安全対策計画【総、建】	36
第23節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画【総、町、消】	36
第24節	障害物除去計画【総、町、消】	37
第25節	広域応援・受援計画【総】	37
第26節	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画【総】	37
第27節	防災ボランティアとの連携計画【総、保】	37
第28節	災害義援金募集計画【総、企、保】	38
第29節	災害救助法の適用と実施【総】	38
第30節	応急飼料計画【総、農】	38
第31節	労務供給計画【全】	38
第32節	職員派遣計画【総】	38
第33節	災害応急金融計画【全】	39
第8章	災害復旧計画	40
第1節	災害復旧計画の基本的な考え方【全】	40
第2節	被害状況の把握【全】	40
第3節	り災証明書の交付【総、町、建】	40
第4節	公共施設の災害復旧計画【総、保、農、建、教】	40
第5節	財政方針の策定【総、企】	40
第6節	用地の確保・調整【全】	41
第7節	町民生活の再建【総、企、保、商、建、教】	41

■風水害・火山災害対策編■

第8節 産業の再建【全】	41
第9章 継続災害への対応方針	42
第1節 避難対策【全】	42
第2節 安全確保対策【全】	42
第3節 被災者の生活支援対【全】策	42

第1章 総則

第1節 計画策定の目的 【全課】

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、上士幌町防災会議が作成する計画であり、町の区域に係る地震災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって町民の生命及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格 【全課】

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき作成されている「上士幌町地域防災計画」の「風水害・火山災害対策編」として作成する。

なお、この計画に定められていない事項については、「上士幌町地域防災計画（基本編）」による。

第3節 上士幌町における防災対策の基本となる事項 【全課】

この計画は、町及び道並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等（以下「防災関係機関」という。）の実施責任を明確にするとともに、地震防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとし、必要に応じ修正を行う。

町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災関係機関及びその他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施するものとし、その方針は「基本編 第1章総則 第3節上士幌町における防災対策の基本となる事項」に基づく。

（参照：基本編 第1章総則 第3節上士幌町における防災対策の基本となる事項）

第4節 用語 【全課】

この計画において各号に掲げる用語は、「基本編 第1章総則 第4節用語」に基づく。

（参照：基本編 第1章総則 第4節用語）

第5節 計画の修正要領 【総務課】

防災会議は、この計画を修正する際、「基本編 第1章総則 第5節計画の修正要領」に基づき行う。

(参照：基本編 第1章総則 第5節計画の修正要領)

第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 【全課】

防災会議の構成機関及び公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、「基本編 第1章総則 第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に基づく。

(参照：基本編 第1章総則 第6節防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱)

第7節 町民及び事業者の基本的責務等【全課】

風水害や火山災害における基本は、「自らの身の安全は自らが守る」ことであり、町民及び事業所等が行うべき事項については、「基本編 第1章総則 第7節 町民及び事業者の基本的責務等」に基づく。

(参照：基本編 第1章総則 第7節町民及び事業者の基本的責務等)

第2章 上士幌町の概況

第1節 自然的条件 【全課】

上士幌町の風水害、火山災害対策を進める上で必要な「上士幌町の自然的条件」については、「基本編 第2章上士幌町の概況 第1節 自然的条件」に示すとおりである。

(参照：基本編 第2章上士幌町の概況 第1節自然的条件)

第2節 社会的条件 【全課】

上士幌町の風水害、火山災害対策を進める上で必要な「上士幌町の社会的条件」については、「基本編 第2章上士幌町の概況 第2節 社会的条件」に示すとおりである。

(参照：基本編 第2章上士幌町の概況 第2節社会的条件)

第3節 想定される災害 【全課】

1 想定される風水害

上士幌町におけるこれまでの風水害は、「資料編 3-1 過去の災害記録」に示すとおりで、主に集中豪雨や台風によるものが多い。

災害記録には記載されていないものの、過去には集中豪雨や台風による土砂災害発生で、国道273号が寸断し、糠平・幌加・三股地区が孤立化する等の事態が発生している。

今後も、長時間にわたる集中豪雨等が観測されることが想定される。しかし、近年の全国的な日降水量の増大、豪雨日水位の増加等を加味すると、過去の災害記録以上の災害が発生する可能性も十分に想定される。

(参照：資料編 3-1 過去の災害記録)

2 想定される火山災害

上士幌町におけるこれまでの火山災害は、「資料編 3-1 過去の災害記録」に示すとおりで、昭和37年の十勝岳爆発の降灰に伴う被害が最も大きい。

一方、大雪山系東部に位置する丸山（海拔1,692m）は、平成元年に火山であることが確認され、平成3年に気象庁が火山に認定している。過去にも爆発や群発地震活動が記録されており、丸山についても過去の噴火の記録と同様の被害が発生するものと想定する。

ア 丸山の概要

丸山（海拔1,692m）は、大雪山系東部、大雪山国立公園南東部にあり、東大雪山系ウペペサンケ山ーニペソツ山の間位置しており、その裾野は上士幌町、新得町に広がっている。平成元年に火山であることが確認され、平成3年5月1日気象庁が火山に認定した。本火山は、十勝岳の東方約28km地点に位置し、西部は十勝川支流のニペソツ川水系が、東部は幌加川支流の幌加音更川水系が深い谷を刻んでいる。

中生層の基盤上に形成された直径約2.5km、比高約600mの輝石安山岩質の小型火山である。山頂部には3～4個の溶岩ドームがあり、北西－南東方向に伸びる爆裂火口列が開いている。

（参考：北海道地域防災計画 第7章 火山災害対策計画）

（参考：北海道地域火山機動観測実施報告第17号大雪山・丸山（平成8年11月札幌管区気象台））

イ 噴火記録

最新の噴火は1898年12月のもので、直径約300mの最大の第1火口壁上に約2mの噴出物が残っている。1898年の噴火（水蒸気爆発）は、河川汚濁や死魚流下等として記述されている。

1989年1月以来、丸山周辺で群発地震活動が断続的にみられる。

1989年1月から始まった大規模な群発地震は、1988年12月16日から1989年3月5日まで続いた十勝岳の噴火活動中に発生したのをきっかけとして丸山が注目され、その後、大学等により地質学・地球物理学・地球科学的な調査が行われた。

■風水害・火山災害対策編■ 第2章 第4節～第5節

1995年1月～2月と、同年5月末～6月初めにかけても小規模な群発地震が発生した。

(参考：北海道地域防災計画 第7章 火山災害対策計画)

(参考：北海道地域火山機動観測実施報告第17号大雪山・丸山 (平成8年11月札幌管区気象台))

ウ 予想される噴火及び被害想定

噴火による被害想定は、噴火の規模やその態様により異なるが、火山噴火による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の被害想定は、過去の噴火の記録等により想定する。

丸山の活動状況は、長期的には、山頂部の爆発火口群の第3火口付近、又は同火口北西地域で、中・小規模の水蒸気爆発の可能性が考えられる。また、噴気・熱水活動の変化は将来とも発生し、本火山に源を発するニペソツ川などの河川の水質に悪影響を及ぼすことが予想される。更に火口壁の破壊や崩壊、堆積した降灰などが泥流や土石流となって下流部まで災害を生ずるおそれがある。

第4節 過去の災害記録 【全課】

上士幌町における大きな風水害、火山災害は、「資料編 3-1 過去の災害記録」に示すとおりである。

(参照：資料編 3-1 過去の災害記録)

第5節 過去の災害教訓 【全課】

上士幌町において想定される風水害等に関連して、他地域における過去の災害と教訓については、「基本編 第2章上士幌町の概況 第5節 過去の災害教訓」に示すとおりである。

(参照：基本編 第2章上士幌町の概況 第4節過去の災害教訓)

第3章 防災組織

災害の予防、応急及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、本章においては防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予警報の伝達等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図る。

第1節 組織計画 【全課】

本町には、防災行政を総合的に運営するための組織として防災会議があり、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災害対策本部を設置して応急対策活動等を実施する組織計画は、「基本編 第3章防災組織 第1節組織計画」に示すとおりである。

(参照：基本編 第3章防災組織 第1節組織計画)

第2節 気象業務に関する計画 【全課】

風水害をもたらしうる気象予警報等の発表、伝達や水防予警報等の伝達に関する計画については、「基本編 第3章防災組織 第2節気象業務に関する計画」に示すとおりである。

(参照：基本編 第3章防災組織 第2節気象業務に関する計画)

第4章 風水害予防計画

町及び防災関係機関は、風水害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、災害予防対策を積極的に推進する。

第1節 風水害に強いまちづくりの基本的な考え方 【全課】

1 災害の発生が予想される地域の指定

町は、水防区域、市街地における低地帯の浸水予想区域、地すべり・崖崩れ等の危険区域、土石流危険渓流等の区域を設定する。

それらをもとに、ハザードマップの作成や、地形図、関係機関による被害想定調査、被災履歴等も参考としながら、風水害に強いまちづくりを進める。また、災害防止策を講じるとともに、警戒避難体制の整備等を行う。

なお、災害危険区域現地調査実施要領や、それに基づく上士幌町における防災上危険な区域は、「基本編 第4章災害予防計画 第2節災害の発生が予想される地域」に示すとおりである。

(参照：基本編 第4章災害予防計画 第2節災害の発生が予想される地域)

2 治水事業の推進

町は、国及び道と連携し、洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進する。

3 河川監視の実施

町は、特に水防上警戒を要する区域などについて、河川監視を随時実施するなど河川の管理に万全を期する。

4 情報等の伝達方法の確立と水防体制の確立

町民への警報及び注意報並びに情報等の伝達手段としては、サイレン・広報車等を活用、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図る。

なお、積雪・寒冷に係る予防対策は、「基本編 第4章災害予防計画 第10節積雪・寒冷対策計画」による。

(参照：基本編 第4章災害予防計画 第10節積雪・寒冷対策計画)

5 建築物の安全化

建築物の多数を占める木造住宅については、台風対策として看板やアンテナの固定、屋根の強化等、耐風性のある建築を建設促進する。町営住宅については、周囲の状況も考慮し、防災面に留意して建設する。

不特定多数のものが利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

6 主要交通・通信機能の強化

町及び防災関係機関は、主要な道路等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、ネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設の間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保、風水害に対する安全性の確保に努める。

7 ライフライン施設等の機能の確保

ライフラインの被災は、安否確認、町民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらす。

町、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設等の機能の確保を図るため、浸水防止対策、風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、被災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。特に、医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な安全確保を進める。

町及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携を取りつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。

町及び防災関係機関においては、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取り組みを促進する。

8 災害応急対策等への備え

町及び防災関係機関は、災害復旧を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを平常時より十分行うとともに、職員及び町民個々の防災力の向上を図る。

また、町は、風水害が発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点、復旧拠点基地、救援基地として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、周辺町民の理解を得るなど環境整備に努める。

第2節 水害予防計画 【総務課・建設課・消防】

平常時を大きく上回る降雨や、それに伴う河川の氾濫等により、広範囲にわたって家屋や農地に浸水被害が生じるおそれがある。これらの危険性に対し、災害発生前からの警戒・防御、及び災害が発生した際の被害の軽減に努めなければならない。

このため、町、消防署、水防団（消防団）等及び町民は、互に連携・協力し、水防活動に努める。また、平常時から、雨量の状況に対する心がけに留意する。

1 予防対策

ア 基本方針

洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進する。

また、特に水防上警戒を要する区域などについて、河川監視を随時実施するなど河川の管理に万全を期するとともに、必要に応じて水防拠点を整備する。

イ 予防対策

- (1) 警報、注意報並びに情報等を迅速に住民に伝達するための関係事業者の協力を得つつ、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図る。
- (2) 浸水想定区域の指定のあったときは、次の事項を定める。
 - ・当該浸水想定区域ごとの洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項・洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者が利用する施設の名称及び所在地
- (3) 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者が利用する施設については、当該施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、必要な訓練、その他の措置に関する計画を作成するとともに訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとし、町は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達を定める。
- (4) 町は、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者が利用する施設の名称及び所在地について住民に周知させるための必要な措置を講じる。
- (5) 町は、民間事業所や住民組織等を水防協力団体として指定する等、多様な主体の参画により、水防体制の一層の充実を図る。

2 国の水防活動（特定緊急水防活動）について

国土交通大臣は、洪水等により著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動を行うことができる。

- ・当該災害の発生に伴い侵入した水の排除
- ・高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

3 水防の責務

水防法に定める水防に関する機関及び町民等の水防上の責務の大綱は次のとおりとする。

ア 上士幌町（水防管理者）

町は、水防法第3条（市町村の水防責任）の規定に基づき、水防管理団体として、町の区域における水防を十分果たす責任を有する。

イ 上士幌消防署（とちち広域消防事務組合）

- (1) 上士幌消防署は、町と緊密な連絡を図り、町の区域における水防を十分に果たす責任を有する。
- (2) 上士幌消防署は、単独で前①に定める責任を果たすことが困難又は不相当と認められる場合においては、洪水等による共通性を勘案し、関係消防事務組合と共同して水防を行う。
- (3) 上士幌消防署の組織は、「基本編 第4章 第3節 消防計画」の定めによる。
- (4) 水防区域を防御するため消防機関の地域分担を次のとおり定める。ただし、消防署長が必要と認めて指示したときは、分担区域以外の区域であっても直ちに出勤し、現地水防活動にあたる。

消 防 機 関	分 担 区 域
消防署及び上士幌消防団本部	全区域
上士幌消防団第1分団	市街地、東居辺、北居辺、上音更、勢多、豊岡、北門南部（東10線46号～東18線46号以南）
〃 第2分団	黒石平、ぬかびら源泉郷、幌加、三股
〃 第3分団	萩ヶ岡、清水谷、北門北部（東10線46号～東18線46号以北）

※消防団（第1、第2、第3分団）の統括は、消防団長が行う。

ウ 十勝総合振興局

- (1) 十勝総合振興局長は、水防管理団体が行う水防が十分に効果を発揮するよう指導に努める。
- (2) 十勝総合振興局長は、水防法第16条（水防警報）第3項の規定により次に掲げる通知を受けたときは、直ちに関係水防管理者等にその内容を通知する。
 - ① 帯広測候所が、気象の状況により洪水等のおそれがあると認め、発表する通知を受けた場合。
 - ② 水防法第16条（水防警報指定河川）第1項の規定により、指定した河川につき帯広開発建設部が発表する水防警報を受けた場合。

エ 帯広建設管理部

- (1) 洪水等による危険が切迫した場合は、水災を防御し、又これによる被害を軽減する措置をとる。
- (2) 道の所管する雨量水位観測所において、観測した雨量又は水位を必要に応じ、水防管理者に通知する。

オ 帯広開発建設部

帯広開発建設部は、水防管理団体が行う水防が十分に効果を発揮するよう指導に努めるものとし、気象の状況により洪水のおそれがあるときは、直ちに水防管理者等にその情報を通知する。

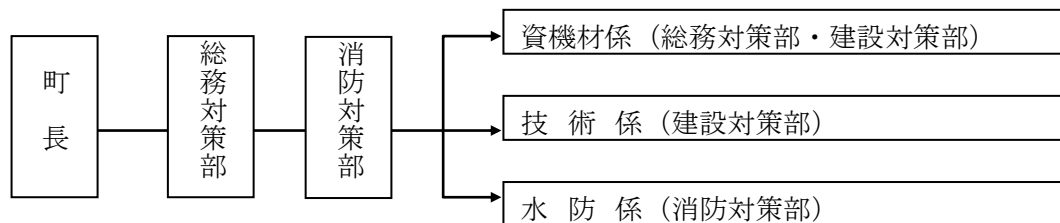
カ 居住者等の義務

水防法第24条（居住者等の水防義務）の規定に基づき、町の区域に居住する者、又は水防の現場にある者は、水防管理者、消防機関の長から水防に従事することを求められたときは、協力を努める。

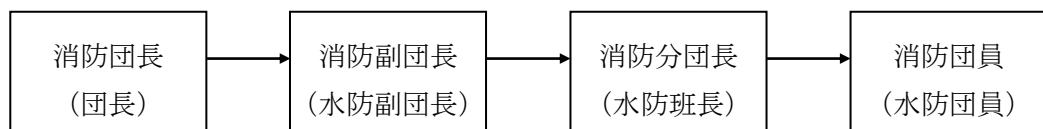
4 水防組織及び所轄事務

「基本編 第3章防災組織 第1節組織計画」の定めに基づき、水防本部により水防に関する事務を処理するものとし、水防事務の総括は総務課で行う。

ア 水災の場合は、災害対策本部よりも早い時点で活動が始められることが通常と予想されるので、本部組織の場合に準じて次のとおり組織する。



イ 消防団（水防団）の編成



5 水防本部の所轄事務

水防本部による水防に関する事務は、「基本編 第3章防災組織 第1節組織計画」の定めに基づき所轄する。

(参照：基本編 第3章防災組織 第1節組織計画)

6 近隣市町村水防管理団体及び警察官等との協力応援

ア 水防法第23条の規定に基づく協力応援連絡は、次のとおりとする。

要 請 先	電 話
とかち広域消防事務組合消防局	0155-26-0119

イ 警察官との協力応援は、「基本編 第5章災害応急対策計画 第6節 災害警備計画」の定めによるもののほか、水防管理者又は消防機関の長が協力応援を求める場合、水防法に規定されている事項は、次のとおりである。

- ① 警戒区域の監視 法第21条第2項
- ② 警察官の出動 法第22条
- ③ 警察通信施設の利用 法第27条第2項
- ④ 避難、立退きの場合における措置 法第29条

ウ 自衛隊の災害派遣要請は、「基本編 第5章災害応急対策計画 第28節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に基づき、知事（十勝総合振興局長）に対して派遣要請を依頼する。

7 水害危険区域

町の区域内の河川、低地帯等で、水防上特に重要な水防区域及び警戒防御区域は、「基本編 第4章予防計画 第2節災害の発生が予想される地域」の水防区域、地すべり・がけ崩れ等危険区域（急傾斜地崩壊危険区域）、土石流危険区域のとおりである。

（参照：基本編 第4章災害予防計画 第2節災害の発生が予想される地域）
 （参照：資料編 3-1 水防区域～ 3-3「土石流危険区域」）

8 雨量、水位観測所（町の区域内）

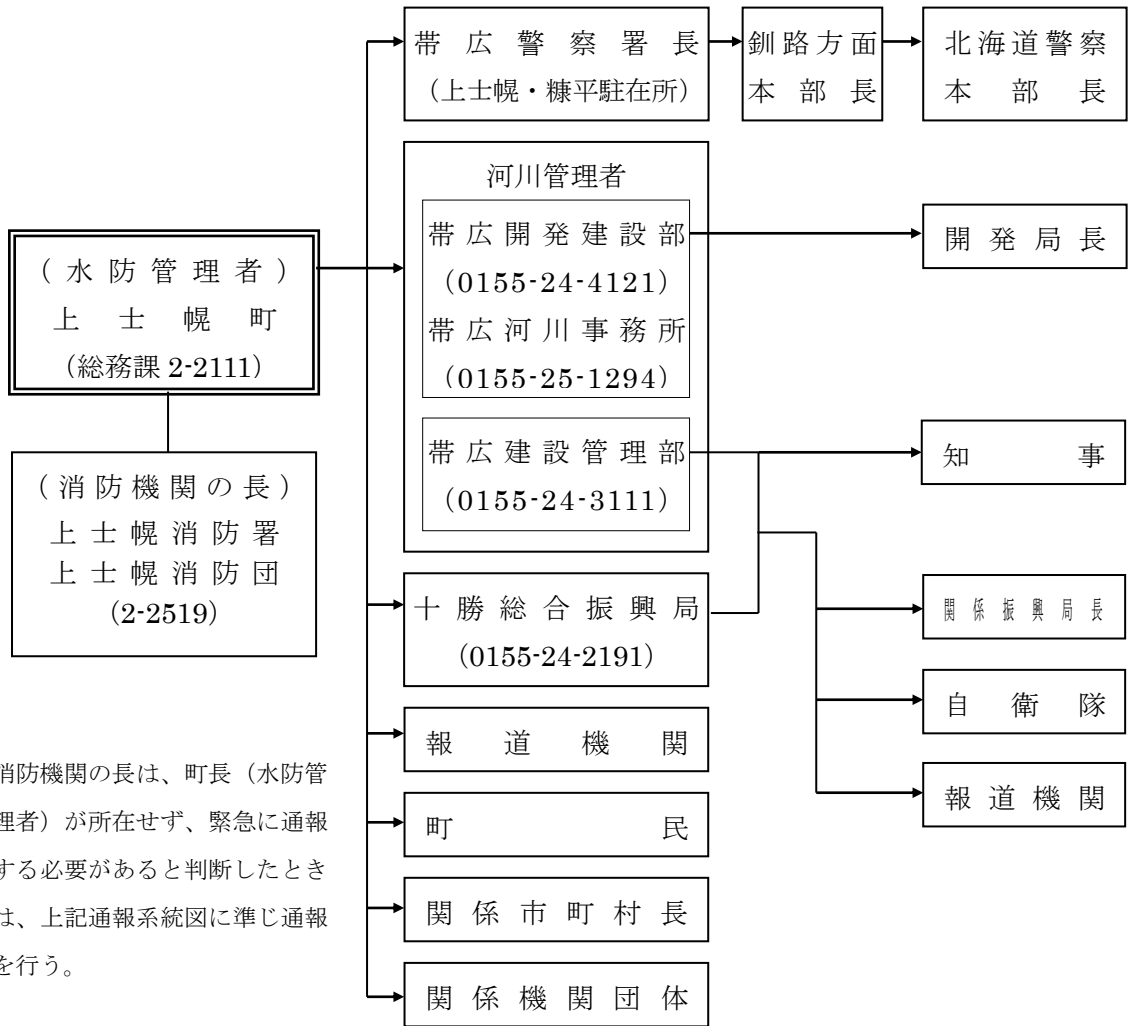
迅速かつ的確な水防活動を行うため、相当の雨量があると認めたときは、帯広開発建設部帯広河川事務所雨量・水位観測所、帯広建設管理部と連絡を取り、その状況を把握しておく。

なお、町の区域内に設置された雨量・水位観測所は、「基本編 第2章上士幌町の概況」のとおりである。

（参照：基本編 第2章上士幌町の概況）

9 決壊通報

堤防等が決壊した場合は、水防管理者又は消防機関の長は、直ちに次の系統図により通報する。



注) 消防機関の長は、町長（水防管理者）が所在せず、緊急に通報する必要があると判断したときは、上記通報系統図に準じ通報を行う。

10 水防用主要資機材の備蓄

町の水防用の主要資機材の備蓄状況は、「資料編 3-6 防災用機材・資材在庫一覧」に示すとおりである。なお、町の備蓄資機材に不足が生じたときは、必要に応じ、民間等から調達するほか、「基本編 第4章災害予防計画 第5節物資の調達・確保及び防災資機材等の整備」に基づく。

(参照：基本編 第4章災害予防計画 第5節物資の調達・確保及び防災資機材等の整備)

1.1 水門等の設置場所

番号	水系名	河川名	樋門・樋管名	所在地
1	十勝川	音更川	下村排水樋管	上士幌町東4線
2	十勝川	音更川	川村排水樋管	上士幌町西2線
3	十勝川	音更川	鈴木排水樋管	上士幌町西1線
4	十勝川	音更川	浜名樋管	上士幌町東1線
5	十勝川	音更川	田中樋管	上士幌町東1線
6	十勝川	音更川	安村樋管	上士幌町西2線

1.2 気象警報等の通信連絡

ア 町（水防管理者）又は水防に関係のある機関は、常に気象の状況に注意するとともに、釧路地方気象台（帯広測候所）、帯広開発建設部若しくは道から発表される次の水防活動用の各種予報及び警報の通知を受けたときは、「基本編 第3章 防災組織 第2節 気象業務に関する計画」に基づき伝達を行う。

区分	種類	発表機関	摘要
気象予警報 気象業務法 第14条の2第1項 法第10条第1項	大雨特別警報（土砂災害） 土砂災害警戒警報 大雨警報（土砂災害） 土砂災害に関するメッシュ情報 大雨注意報 早期注意情報	帯広測候所	一般向け注意報及び警報の発表をもって代える
洪水予報 法第10条第2項 法第1条第1項 気象業務法 第14条の2第2項 第14条の2第3項	大雨特別情報（浸水害） 氾濫発生情報 危険度分布（非常に危険） 氾濫危険情報 洪水警報 洪水警報の危険度分布（注意） 氾濫注意情報	帯広開発建設部 釧路地方気象台 共同	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報
水防警報 （法第16条）	待機・準備・出動・指示・解除	帯広開発建設部 北海道	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表

イ 水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内 容	発 表 規 準
待機	不意の出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。 指定水位（通報水位）＝水防団待機水位
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	出動水防機関が出動する必要がある旨を警告する。	はん濫注意情報（洪水注意報）等により、又は水位、流量その他の河川状況によりはん濫注意水位（水防法第 17 条で規定される警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水・漏水・法崩・亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告する。	はん濫警戒情報（洪水警報）等により、又は既にはん濫注意水位（水防法第 17 条で規定される警戒水位）を越え災害のおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	はん濫注意水位（水防法第 17 条で規定される警戒水位）以下に下降したとき、又ははん濫注意水位以上であったとしても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

ウ 水防信号

警戒情報及び避難勧告、指示等の情報は、ラジオやテレビ、広報車、サイレン等によって行う。水防活動に用いる水防信号は、次の通りとし、町は日頃から町民に対して普及・啓発を行う。

方法 区分	警鐘信号	サイレン	摘要
警戒信号	●休止 ●休止 ●休止	●—休止 ●—休止 ●—休止 5秒—15秒 5秒—15秒 5秒—15秒	はん濫注意水位（水防法第17条で規定される警戒水位）に達したとき及び気象台からの気象の通報を受けたとき。
出動第1信号	●●●●●● ●●●●	●—休止 ●—休止 ●—休止 5秒—6秒 5秒—6秒 5秒—6秒	町及び消防機関に属する者全員が出動するとき。（消防機関・水防団等）
出動第2信号	●●●●●● ●●●●●● ●●●●●●	●—休止 ●—休止 ●—休止 10秒—5秒 10秒—5秒 10秒—5秒	町の区域内に居住する者が出動するとき。
危険信号 (避難・ 立退き)	乱打	●—休止 ●—休止 ●—休止 1分—5秒 1分—5秒 1分—5秒	必要と認める区域内の居住者に避難のため立退きを知らせるとき。

- (備考) 1. 信号は、適宜の時間継続すること
 2. 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない
 3. 危険が去ったときは口頭及び電話並びに広報車等により周知すること

1.3 水防管理団体等の非常配備

ア 町長は、次に掲げる水防活動を必要とする場合に非常配備の体制をとる。

- (1) 水防警報指定河川について水防警報の伝達を受けたとき
- (2) 知事から指示があったとき

イ 非常配備の体制は、「基本編 第3章防災組織 第1節組織計画」による。

本部長は、非常配備を指令したときは、水防関係機関に対し通知するとともに、巡視員を増員して重要水防区域の監視を厳重にし、異常を発見したときは直ちに関係機関に報告するとともに、速やかに水防作業を実施しなければならない。

1.4 非常監視及び警戒

建設対策部は、水防管理者が非常配備を指令したときは、町の区域の水防区域内を巡視し、監視警戒を厳重に行い、異常を発見したときは直ちに水防管理者に報告するものとし、水防管理者は速やかに当該河川管理者に連絡する。

監視警戒に当たり、特に留意する事項は、次のとおりである。

- ア 裏法の漏水又は飽水による亀裂及びがけ崩れ
- イ 表法で水当たりの強い場所の亀裂及びがけ崩れ
- ウ 天端の亀裂又は沈下
- エ 堤防の越水状況
- オ 樋門の両そで又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- カ 橋梁とその他構造物と堤防の取付部分の異常

15 警戒区域の設定

ア 消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場合に警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

この場合には、速やかに警察署その他の関係機関に連絡し、消防職団員又は警察官をして監視させる。

イ 前に定める区域において、町及び消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要請があったときは、警察官は消防機関に属する者の職権を行うことができる。

16 避難及び立退き

ア 避難及び立退きの指示

水防管理者は、洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、「基本編 第5章災害応急対策計画 第5節 避難対策計画」の定めにより、必要と認める区域の居住者、滞り者その他の者に対し、避難のため立退くべきことを指示する。

なお、水防管理者が立退きを指示する場合には、速やかに知事（十勝総合振興局）及び警察署長に通知する。解除を公示した場合も同様とする。

イ 避難場所の指定及び避難の方法

指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所の指定、避難の方法に関する事項については、「基本編 第4章 災害予防計画 第6節 避難体制整備計画」及び「基本編 第5章災害応急対策計画 第5節 避難対策計画」に準じるとともに、本町において指定した指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所の情報について、あらかじめ広報誌等により、町民への周知に努める。

17 水防解除

水防管理者は、水位が「はん濫注意水位（水防法第17条で規定される警戒水位）」以下となり、かつ災害発生の危険がなくなったときは、水防の警戒体制を解除し、これを町民に周知する。

18 水防報告

水防管理者（町長）は、次に定める事態が発生したときは、速やかに十勝総合振興局に報告する。

- ア 消防機関を出動させるとき
- イ 他の水防管理団体に応援を要請したとき
- ウ その他必要と認める事態が発生したとき

19 ダム所在地及びダム異常時の通報先

※異常時とは、自然災害、テロ行為などにより、ダムからの放流が制御不可能になった場合を言う。

ア ダム所在地及びダム異常時の通報先

放流時 におけるダム 管理者からの通報先	ダム	河川名	音 更 川		
		ダム管理者	電源開発上士幌電力所 TEL (2-4101)		
		ダム所在地	糠平	幌加	黒石平
		ダム名称	糠平ダム	幌加ダム	元小屋ダム
上士幌町役場	2-2111	○	○	○	
上士幌消防署	2-2519	○	○	○	
上士幌駐在所	2-2151	○	○	○	
糠平駐在所	4-2220	○	○	○	
帯広開発建設部	0155-24-4121	○		○	
帯広建設管理部	0155-24-3111	○		○	
十勝総合振興局	0155-24-2191	○		○	
士幌町役場	5-5211	○		○	
音更町役場	0155-42-2111	○		○	
帯広市役所	0155-24-4111	○		○	

イ ダム管理者から通報を受けた場合、水防管理者が現場に所在せず緊急に通報する必要があると判断したときは、消防機関の長が、ダム情報の通信系統（資料編 2-1 水防予警報の伝達計画）に準じ通報を行う。

ウ ダム管理者は、ダムの異常時には直ちにダム情報の通信系統（資料編 2-1 水防予警報の伝達計画）に準じ通報を行う。また、町長は直ちに緊急速報メールを通じて町民に伝達する。

第3節 風害予防計画 【総務課・建設課・消防】

風による公共施設、農用地、農作物の災害を予防するための対策は、次のとおりである。

1 予防対策

ア 台風による風害の予防は、その経路等により予想し得る気象状況を早期に把握して、臨機に対応できる措置を講じる。

イ 学校及び保育所や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮する。また、家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて町は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図る。

- (1) 戸、窓、壁等には、すじかい、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行う。
- (2) 倒壊のおそれがある建物は、ひかえ柱の取り付け、ロープ張り、大きなすじかいの打ち付け等を行う。
- (3) 煙突、看板、塀、立木等を針金等で補強する。
- (4) 電灯引き込み線がたるんでいないか点検し、破損したものは直ちに電力会社に連絡する。

ウ 台風による農産物等の風害防止のため、農業施設等の管理者や農業生産者に対して、風害防止のための管理方法の周知指導を実施する。

2 竜巻予防の啓発・普及

ア 住民に対し、竜巻等突風のメカニズムやこれと遭遇した場合の身の守り方等についての啓発・普及を行う。

竜巻からの身の守り方

- (1) 屋内にいる場合
 - ・窓を開けない。
 - ・窓から離れる。
 - ・カーテンを引く。
 - ・雨戸・シャッターをしめる。
 - ・地下室や建物の最下階に移動する。
 - ・家の中心部に近い、窓のない部屋に移動する。
 - ・部屋の隅・ドア・外壁から離れる。
 - ・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。
- (2) 屋外にいる場合
 - ・車庫・物置・プレハブを避難場所にしない。
 - ・橋や陸橋の下に行かない。
 - ・近くの頑丈な建物に避難する。
 - ・頑丈な建物が無い場合は、近くの水路やくぼみに身をふせ、両腕で頭と首を守る。
 - ・飛来物に注意する。

3 分野別対応の検討

ア 農作物・農地関係

特殊な気象条件下においては、旋風・突風・竜巻等が発生する可能性があり、それによる農作物に対する被害が予想される。これらが発生した場合の対処方法について、啓発・普及に努めるとともに、次の予防策を促進する。

- (1) 風速50m/s以上に耐える耐候性ハウスの設置
- (2) 風害等を受けやすい地域における農用地の災害の未然防止や保全を目的とする防風施設等の整備
- (3) 農作物等に対する被害への対応の検討

イ 住宅分野

被災者に対し、公営住宅等の住宅確保、災害復興住宅融資等の支援を検討する。

第4節 物資の調達・確保及び防災資機材等の整備 【総務課・町民課・保健福祉課】

災害時において町民等の生活を確保するため、食料その他の物資の確保に関する計画は、「基本編 第4章災害予防計画 第5節物資の調達・確保及び防災資機材等の整備」に基づく。

(参照：基本編 第4章災害予防計画 第5節物資の調達・確保及び防災資機材等の整備)

第5節 避難体制整備計画 【総務課・建設課・教育委員会】

風水害時の町民の生命・身体を保護するための指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所の確保及び整備等に関する計画は、「基本編 第4章災害予防計画 第6節避難体制整備計画」に基づく。

(参照：基本編 第4章災害予防計画 第6節避難体制整備計画)

第6節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する対策計画

【総務課・町民課・保健福祉課・商工観光課・消防】

風水害時における要配慮者の安全の確保に関する計画は、「基本編 第4章災害予防計画 第7節避難行動要支援者等の要配慮者に関する対策計画」に基づく。

(参照：基本編 第4章災害予防計画 第7節避難行動要支援者等の要配慮者に関する対策計画)

第7節 防災活動促進計画 【全課】

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

また、風水害時には、近隣の負傷者及び要配慮者の救助と避難誘導、避難場所での自発的な活動活動、及び町や防災関係機関等が行っている防災活動に協力するなどの防災への寄与に努めることが求められる。

このため町は、地震災害の軽減に向けて、防災思想の普及、徹底とともに、防災活動の促進を図ることとし、「基本編 第8章防災思想普及・啓発計画」及び「基本編 第9章防災訓練計画」に基づく。

(参照：基本編 第8章防災思想普及・啓発計画)

(参照：基本編 第9章防災訓練計画)

第5章 風水害応急対策計画

風水害による被害の拡大を防止するため、町及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づき災害応急対策を実施する。

第1節 風水害発生直前の対応 【全課】

風水害については、気象情報の分析により災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するため、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等、災害発生直前の対策に万全を期する。

町における対応計画は、「風水害・火山災害対策編 第4章風水害予防計画 第2節水防計画」に基づくものとする。

第2節 応急活動体制 【全課】

風水害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、町及び防災関係機関は、相互に連携を図り、災害対策本部等を速やかに設置するなど、応急活動体制を確立する。

また、道の災害対策現地合同本部が設置された場合、同本部等と連携を図る。

町における応急活動体制は、「基本編 第3章防災組織 第1節組織計画」に示すとおりである。

(参照：基本編 第3章防災組織 第1節組織計画)

第3節 災害情報等の収集、伝達計画 【総務課】

災害情報等の収集、伝達についての計画は、「基本編 第5章災害応急対策計画 第2節災害情報通信計画」に基づくが、風水害時に特に注意すべき事項を以下に付記する。

(参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第2節災害情報通信計画)

1 現場で防災活動に従事する者に対する安全確保

車両を使用して道路を通行する場合には、浸水区域を避けるとともに、路肩の通行に十分注意し、一人で活動しないことが必要である。また、河川の流速が速い場合等、危険性が認められる区域には近づかないようにし、現場で活動する者自身の安全確保に努めなければならない。

2 通信施設の整備の強化で注意すべき事項

町及び防災関係機関は、風水害時において円滑な災害情報の収集及び伝達ができるよう、浸水対策、屋根設備の強化等により通信施設の整備強化を図る。

また、非常災害時の通信の確保を図るため、非常用電源設備などの整備を推進するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

第4節 災害広報計画 【総務課・企画財政課・町民課・保健福祉課・建設課・消防】

風水害時には、町民等の在町者に対して、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、適切な判断による行動が取られるようにする必要がある。

町及び防災関係機関が行う災害広報に関する計画は、「基本編 第5章災害応急対策計画 第3節災害広報・情報提供計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第3節災害広報・情報提供計画)

第5節 避難対策計画 【総務課・企画財政課・町民課・保健福祉課・建設課・消防】

災害時において町民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置に関する計画は、「基本編 第5章災害応急対策計画 第5節避難対策計画」に示すとおりである。

(参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第5節避難対策計画)

第6節 救助救出計画 【総務課・町民課・保健福祉課・消防】

風水害によって生命、身体の危険な状態になった者の救助救出に関する計画は、「基本編 第5章災害応急対策計画 第1節安否確認・救助救出計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第1節安否確認・救助救出計画)

第7節 災害警備計画 【総務課】

風水害時に地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために、北海道警察が実施する警戒、警備についての計画は、「基本編 第5章災害応急対策計画 第6節災害警備計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第6節災害警備計画)

第8節 交通応急対策計画 【総務課・建設課・消防】

風水害時における道路交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保は、「基本編 第5章災害応急対策計画 第7節交通応急対策計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第7節交通応急対策計画)

第9節 輸送計画 【総務課・町民課・保健福祉課・建設課】

風水害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、町民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送を迅速かつ確実にを行うための計画は「基本編 第5章災害応急対策計画 第8節輸送計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第8節輸送計画)

第10節 ヘリコプター等活用計画 【総務課・消防】

風水害時におけるヘリコプター等の活用については、「基本編 第5章災害応急対策計画 第27節ヘリコプター等活用計画」を準用するが、ヘリコプターの安全運航に際しては、気象条件に十分留意する。

(参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第27節ヘリコプター等活用計画)

第11節 食料供給計画 【総務課・町民課・保健福祉課】

風水害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給に関する計画は、「基本編 第5章災害応急対策計画 第9節食料供給計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第9節食料供給計画)

第12節 給水計画 【総務課・企画財政課・建設課】

風水害に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧に関する計画は、「基本編 第5章災害応急対策計画 第10節給水計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第10節給水計画)

■風水害・火山災害対策編■ 第5章 第13節～第17節

第13節 衣料、生活必需物資供給計画 【総務課・町民課・保健福祉課】

風水害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の供給については、「基本編 第5章災害応急対策計画 第12節衣料、生活必需物資供給計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第12節衣料、生活必需物資供給計画)

第14節 石油類燃料供給計画 【総務課・商工観光課】

風水害時の石油類燃料（LPGを含む）の供給については、「基本編 第5章災害応急対策計画 第13節石油類燃料供給計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第13節石油類燃料供給計画)

第15節 生活関連施設対策計画 【総務課・建設課】

風水害に伴い、生活に密着した施設（上水道、下水道、電気、ガス）が被災し、水、電気、ガス等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生ずる。

これら、各施設の応急復旧については、次の計画を準用する。

(参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第11節上下水道施設対策計画)

(参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第14節電力施設災害応急計画)

(参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第15節ガス施設災害応急計画)

第16節 医療救護計画 【総務課・保健福祉課・消防】

風水害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり又は著しく不足、若しくは医療機関が混乱した場合における医療救護の実施は、「基本編 第5章災害応急対策計画 第16節医療救護計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第16節医療救護計画)

第17節 防疫計画 【総務課・保健福祉課・農林課】

風水害時における被災地の防疫は、「基本編 第5章災害応急対策計画 第17節防疫計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第17節防疫計画)

■風水害・火山災害対策編■ 第5章 第18節～第22節

第18節 廃棄物等処理計画 【総務課・保健福祉課・農林課・北十勝2町】

風水害時における被災地のごみ収集、し尿のくみ取り、死亡獣畜の処理等(以下「廃棄物等の処理」という。)の業務に関する計画は、「基本編 第5章災害応急対策計画 第18節廃棄物等処理計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第18節廃棄物等処理計画)

第19節 家庭動物等対策計画 【総務課・保健福祉課・農林課・北十勝2町】

風水害時における被災地の家庭動物等の取扱については、「基本編 第5章災害応急対策計画 第19節家庭動物等対策計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第19節家庭動物等対策計画)

第20節 文教対策計画 【総務課・教育委員会】

風水害による学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障を来した場合の応急対策は、「基本編 第5章災害応急対策計画 第20節文教対策計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第20節文教対策計画)

第21節 住宅対策計画 【総務課・建設課】

地震災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理は、「基本編 第5章災害応急対策計画 第21節住宅対策計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第21節住宅対策計画)

第22節 被災宅地安全対策計画 【総務課・建設課】

町において災害対策本部が設置されることとなる規模の風水害により、宅地が大規模かつ広範囲に流出や崩落した場合に、被災宅地危険度判定に関する計画は、「基本編 第5章災害応急対策計画 第22節被災宅地安全対策計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第22節被災宅地安全対策計画)

■風水害・火山災害対策編■ 第5章 第23節～第27節

第23節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画 【総務課・町民課・消防】

風水害により行方不明になった者の捜索及び遺体の収容処理埋葬の実施については、「基本編 第5章災害応急対策計画 第23節行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第23節行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画)

第24節 障害物除去計画 【総務課・建設課・消防】

風水害に伴う洪水、土砂災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合は、「基本編 第5章災害応急対策計画 第24節障害物除去計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第24節障害物除去計画)

第25節 広域応援計画 【総務課】

風水害による大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援対策は、「基本編 第5章災害応急対策計画 第29節広域応援計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第29節広域応援計画)

第26節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画 【総務課】

風水害に際し、人命又は財産の保護のため必要がある場合には知事及びその他の災害派遣要請権者は、自衛隊(指定部隊等の長)に対し自衛隊法第83条の規定により部隊等の災害派遣を要請することができる。

要請や派遣活動に関する計画は、「基本編 第5章災害応急対策計画 第28節自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第28節自衛隊派遣要請及び派遣活動計画)

第27節 防災ボランティアとの連携計画 【総務課・保健福祉課】

風水害時における日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体・NPOとの連携は、「基本編 第5章災害応急対策計画 第31節防災ボランティアとの連携計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第31節防災ボランティアとの連携計画)

■風水害・火山災害対策編■ 第5章 第28節～第31節

第28節 災害義援金募集(配分)計画 【総務課・企画財政課・保健福祉課】

風水害による被災者を救護するための災害義援金の募集及び配分は、「基本編 第5章災害応急対策計画 第32節災害義援金募集(配分)計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第32節災害義援金募集(配分)計画)

第29節 災害救助法の適用と実施 【総務課】

風水害により救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は、「基本編 第5章災害応急対策計画 第34節災害救助法の適用と実施」に基づく。

(参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第34節災害救助法の適用と実施)

第30節 応急飼料計画 【総務課・農林課】

風水害に際し家畜飼料の応急対策については、「基本編 第5章災害応急対策計画 第35節応急家畜対策計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第35節応急家畜対策計画)

第31節 労務供給計画 【全課】

町及び関係機関は風水害時における応急対策に必要なときは、「基本編 第5章災害応急対策計画 第26節労務供給計画」により一般労働者の供給をうけ災害対策の円滑な推進を図る。

(参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第26節労務供給計画)

第32節 職員応援派遣計画 【総務課】

風水害が発生した場合における指定地方行政機関及び指定公共機関の職員の派遣要請又は知事に対する派遣の斡旋要請に関する計画は、「基本編 第5章災害応急対策計画 第30節職員応援派遣計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第30節職員応援派遣計画)

第33節 災害応急金融計画 【全課】

風水害の応急復旧を図り、り災者の速やかな立直りを期するため応急金融は、「基本編 第5章災害応急対策計画 第33節災害応急金融計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第33節災害応急金融計画)

第6章 火山災害予防計画

町及び防災関係機関は、火山災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、災害予防対策を積極的に推進する。

第1節 火山災害に強いまちづくりの基本的な考え方 【全課】

1 危険区域の設定

丸山の災害危険箇所の設定は、火山噴火の規模や態様により画一的に線引きすることはできない。丸山の噴石による災害は、小規模水蒸気爆発による火口周辺の放出が考えられるが、火口から数百m以上の距離まで噴石が達する可能性が低いため、概ね火口から1kmの範囲内を危険区域に設定する。なお、二次的に起こる下流部での火山泥流、土石流は、噴火の規模や形態により異なるため、必要に応じて危険箇所の拡大を行う。

また、防災マップの作成等、これらの火山災害に関する情報をまとめた印刷物等の配布により、町民等への情報提供を効果的に行い、警戒地区の周知に努める。

2 火山観測体制の強化

丸山の火山活動に関する町独自の観測体制は困難であり、災害情報の収集等については、十勝総合振興局地域災害対策連絡協議会との相互連携を密にし、情報収集にあたる。

3 避難体制の整備

火山災害時の避難誘導に関する避難体制の整備については、「基本編 第4章災害予防計画 第6節避難体制整備計画」及び「基本編 第5章災害応急対策計画 第5節避難対策計画」の定めによる。

このほか、避難生活の長期化や、火山災害の影響範囲の拡大などが予想されることを想定し、「風水害・火山災害対策編 第9章継続災害への対応方針」に基づき、今後、近隣市町村との避難者の受入に係る協定の締結など、指定避難所、福祉避難所等の確保を図る。

第2節 物資の調達・確保及び防災資機材等の整備 【総務課・町民課・保健福祉課】

災害時において町民等の生活を確保するため、食料その他の物資の確保に関する計画は、「基本編 第4章災害予防計画 第5節物資の調達・確保及び防災資機材等の整備」に基づく。

(参照：基本編 第4章災害予防計画 第5節物資の調達・確保及び防災資機材等の整備)

第3節 避難体制整備計画 【総務課・建設課・教育委員会】

火山災害時の町民の生命・身体を保護するための避難場所、避難所の確保及び整備等に関する計画は、「基本編 第4章災害予防計画 第6節避難体制整備計画」に基づく。

(参照：基本編 第4章災害予防計画 第6節避難体制整備計画)

第4節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する対策計画

【総務課・町民課・保健福祉課・商工観光課・消防】

火山災害時における要配慮者の安全の確保に関する計画は、「基本編 第4章災害予防計画 第7節避難行動要支援者等の要配慮者に関する対策計画」に基づく。

(参照：基本編 第4章災害予防計画 第7節避難行動要支援者等の要配慮者に関する対策計画)

第5節 防災活動促進計画 【全課】

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

また、火山災害時には、近隣の負傷者及び災害時要援護者の救助と避難誘導、避難場所での自発的な活動、及び町や防災関係機関等が行っている防災活動に協力するなどの防災への寄与に努めることが求められる。

このため町は、火山災害の軽減に向けて、防災思想の普及、徹底とともに、防災活動の促進を図ることとし、「基本編 第8章防災思想普及・啓発計画」に基づく。

(参照：基本編 第8章防災思想普及・啓発計画)

(参照：基本編 第9章防災訓練計画)

第7章 火山災害応急対策計画

火山噴火による被害を防止するため、町及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づき災害応急対策を実施する。

なお、火山噴火は多数の町民等の避難誘導等その他大規模かつ急を要する措置を迅速かつ的確に行わなければならない場合があり得ることを十分留意して災害応急対策を講じる。

火山災害の応急対策の動きとしては、まず災害発生直前の噴火警報等の伝達、避難誘導等の対策がある。発生後は、機動的初動調査等被害状況等の収集、連絡があり、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進めることとなる。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。さらに、避難対策、必要な生活支援（食料、飲料水、燃料等の供給）を行う。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供、二次災害（土砂災害等）の防止を行っていくこととなる。このほか、国内外からの人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。

なお、火山災害は長期化する場合があります。被災の状況や噴火等の動向を勘案しつつ、安全対策を踏まえた生活支援、復旧対策を講じる必要があり、「風水害・火山災害対策編 第9章継続災害への対応方針」に示す。

第1節 災害発生直前の対応 【総務課】

火山災害対策については、災害発生の危険性をあらかじめ予測するための観測・監視体制の強化、被害を軽減するための情報の伝達、迅速な避難誘導等災害発生直前の対策が極めて重要である。

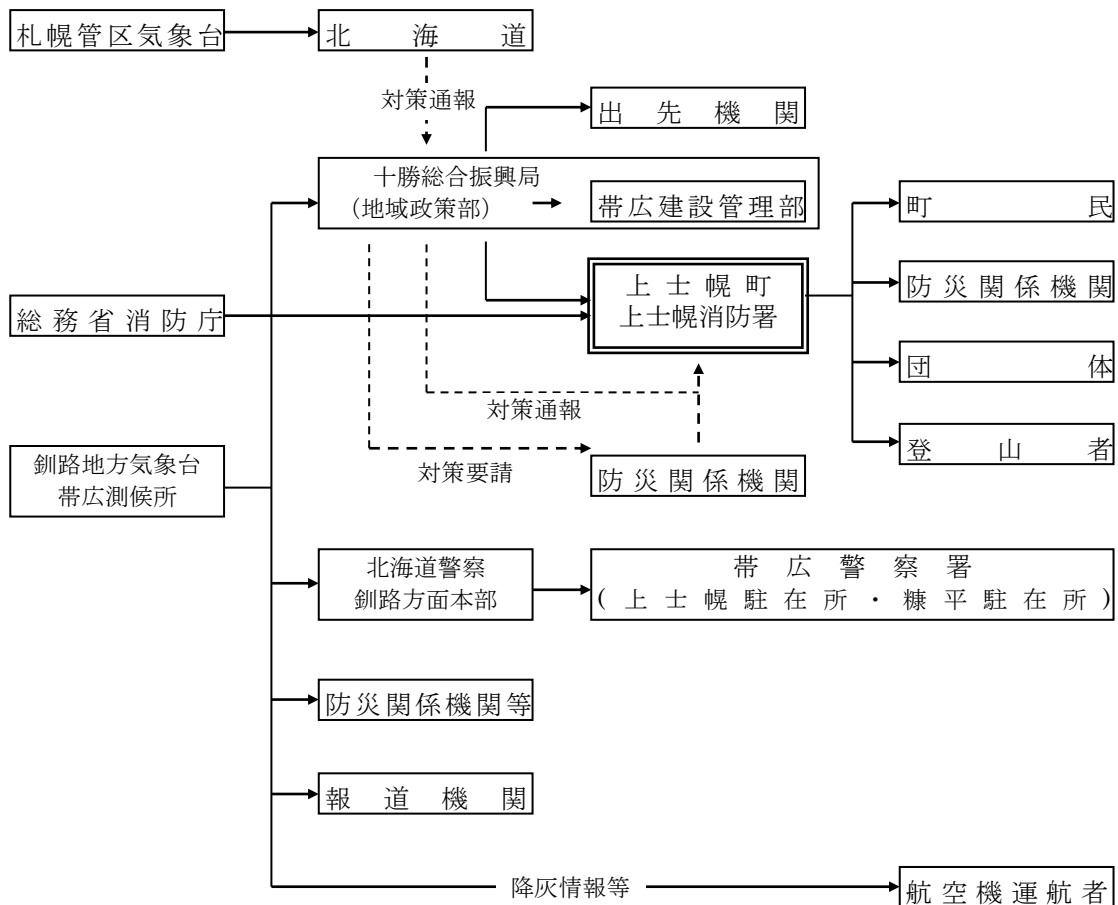
1 火山災害に関する情報の伝達

気象庁は、火山現象により重大な災害が起こるおそれのあるときは、その旨を警告する噴火警報を行い、町は、防災関係機関及び町民等に対し迅速かつ的確に伝達する。

消防庁は、気象庁から受信した噴火警報等を、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、町に伝達することとしている。

町は、災害が発生するおそれがある異常な現象の通報を受けたときは、火山情報伝達系統図に基づき通報する。

[火山情報伝達系統図]



2 警戒区域等の設定と避難勧告等

町は、火山噴火等により町民の生命、身体等に危険がある場合には、噴火警報等（噴火警戒レベルを含む。）に対応して、警戒区域の設定、避難勧告等を行うとともに適切な避難誘導を実施する等迅速かつ円滑な警戒避難対策をとる。

町は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ指定避難所、福祉避難所を開設し、町民等に対し周知徹底を図る。

また、情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、要配慮者に十分配慮するよう努める。

なお、これらの災害発生直前の避難対策に関する計画は、「基本編 第5章災害応急対策計画 第5節避難対策計画」に基づく。

避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

（参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第5節避難対策計画）

第2節 応急活動体制 【全課】

火山災害が発生した際、被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、町及び防災関係機関は、相互に連携を図り、災害対策本部等を速やかに設置するなど、応急活動体制を確立する。

また、道の災害対策現地合同本部が設置された場合、同本部等と連携を図る。

町における応急活動体制は、「基本編 第3章防災組織 第1節組織計画」に示すとおりである。

(参照：基本編 第3章防災組織 第1節組織計画)

第3節 災害情報等の収集、伝達計画 【総務課】

災害情報等の収集、伝達についての計画は、「基本編 第5章災害応急対策計画 第2節災害情報通信計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第2節災害情報通信計画)

第4節 災害広報計画 【総務課・企画財政課・町民課・保健福祉課・建設課・消防】

火山災害時には、町民等の在町者に対して、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、適切な判断による行動が取られるようにする必要がある。

町及び防災関係機関が行う災害広報に関する計画は、「基本編 第5章災害応急対策計画 第3節災害広報・広聴計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第3節災害広報・広聴計画)

第5節 避難対策計画 【総務課・企画財政課・町民課・保健福祉課・建設課・消防】

災害時において町民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置に関する計画は、「基本編 第5章災害応急対策計画 第5節避難対策計画」に示すとおりである。

(参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第5節避難対策計画)

第6節 救助救出計画 【総務課・町民課・保健福祉課・消防】

火山災害によって生命、身体の危険な状態になった者の救助救出に関する計画は、「基本編 第5章災害応急対策計画 第1節安否確認・救助救出計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第1節安否確認・救助救出計画)

第7節 災害警備計画 【総務課】

火山災害時に地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために、北海道警察が実施する警戒、警備についての計画は、「基本編 第5章災害応急対策計画 第6節災害警備計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第6節災害警備計画)

第8節 交通応急対策計画 【総務課・建設課・消防】

火山災害時における道路交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保は、「基本編 第5章災害応急対策計画 第7節交通応急対策計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第7節交通応急対策計画)

第9節 輸送計画 【総務課・町民課・建設課・保健福祉課】

火山災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、町民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送を迅速かつ確実に行うための計画は「基本編 第5章災害応急対策計画 第8節輸送計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第8節輸送計画)

第10節 ヘリコプター等活用計画 【総務課・消防】

火山災害時におけるヘリコプター等の活用については、「基本編 第5章災害応急対策計画 第27節ヘリコプター等活用計画」を準用するが、ヘリコプターの安全運航に際しては、気象条件に十分留意する。

(参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第27節ヘリコプター等活用計画)

第11節 食料供給計画 【総務課・町民課・保健福祉課】

火山災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給に関する計画は、「基本編 第5章災害応急対策計画 第9節食料供給計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第9節食料供給計画)

第12節 給水計画 【総務課・企画財政課・建設課】

火山災害に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧に関する計画は、「基本編 第5章災害応急対策計画 第10節給水計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第10節給水計画)

第13節 衣料、生活必需物資供給計画 【総務課・町民課・保健福祉課】

火山災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の供給については、「基本編 第5章災害応急対策計画 第12節衣料、生活必需物資供給計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第12節衣料、生活必需物資供給計画)

第14節 石油類燃料供給計画 【総務課・商工観光課】

火山災害時の石油類燃料（LPGを含む）の供給については、「基本編 第5章災害応急対策計画 第13節石油類燃料供給計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第13節石油類燃料供給計画)

第15節 生活関連施設対策計画 【総務課・建設課】

火山災害に伴い、生活に密着した施設（上水道、下水道、電気、ガス）が被災し、水、電気、ガス等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生ずる。

これら、各施設の応急復旧については、次の計画を準用する。

（参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第11節上下水道施設対策計画）

（参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第14節電力施設災害応急計画）

（参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第15節ガス施設災害応急計画）

第16節 医療救護計画 【総務課・保健福祉課・消防】

火山災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり又は著しく不足、若しくは医療機構が混乱した場合における医療救護の実施は、「基本編 第5章災害応急対策計画 第16節医療救護計画」に基づく。

（参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第16節医療救護計画）

第17節 防疫計画 【総務課・保健福祉課・農林課】

火山災害における被災地の防疫は、「基本編 第5章災害応急対策計画 第17節防疫計画」に基づく。

（参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第17節防疫計画）

第18節 廃棄物等処理計画 【総務課・保健福祉課・農林課・北十勝2町】

火山災害における被災地のごみ収集、し尿のくみ取り、死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という）の業務に関する計画は、「基本編 第5章災害応急対策計画 第18節廃棄物等処理計画」に基づく。

（参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第18節廃棄物等処理計画）

■風水害・火山災害対策編■ 第7章 第19節～第23節

第19節 家庭動物等対策計画 【総務課・保健福祉課・農林課・北十勝2町】

火山災害時における被災地の家庭動物等（飼養動物）の取扱については、「基本編 第5章災害応急対策計画 第19節家庭動物等対策計画」に基づく。

（参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第19節家庭動物等対策計画）

第20節 文教対策計画 【総務課・教育委員会】

火山災害による学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障を来した場合の応急対策は、「基本編 第5章災害応急対策計画 第20節文教対策計画」に基づく。

（参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第20節文教対策計画）

第21節 住宅対策計画 【総務課・建設課】

火山災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理は、「基本編 第5章災害応急対策計画 第21節住宅対策計画」に基づく。

（参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第21節住宅対策計画）

第22節 被災宅地安全対策計画 【総務課・建設課】

町において災害対策本部が設置されることとなる規模の火山災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定に関する計画は、「基本編 第5章災害応急対策計画 第22節被災宅地安全対策計画」に基づく。

（参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第22節被災宅地安全対策計画）

第23節 行方不明者の搜索及び遺体の收容処理埋葬計画 【総務課・町民課・消防】

火山災害により行方不明になった者の搜索及び遺体の收容処理埋葬の実施については、「基本編 第5章災害応急対策計画 第23節行方不明者の搜索及び遺体の收容処理埋葬計画」に基づく。

（参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第23節行方不明者の搜索及び遺体の收容処理埋葬計画）

第24節 障害物除去計画 【総務課・建設課・消防】

火山噴火に伴う降灰や、土石流等によって道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合は、「基本編 第5章 災害応急対策計画 第24節障害物除去計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第24節障害物除去計画)

第25節 広域応援・受援計画 【総務課】

火山災害による大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援対策は、「基本編 第5章災害応急対策計画 第29節広域応援・受援計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第29節広域応援・受援計画)

第26節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画 【総務課】

火山災害に際し、人命又は財産の保護のため必要がある場合には知事及びその他の災害派遣要請権者は、自衛隊(指定部隊等の長)に対し自衛隊法第83条の規定により部隊等の災害派遣を要請することができる。

要請や派遣活動に関する計画は、「基本編 第5章災害応急対策計画 第28節自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第28節自衛隊派遣要請及び派遣活動計画)

第27節 防災ボランティアとの連携計画 【総務課・保健福祉課】

火山災害時における日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体・NPOとの連携は、「基本編 第5章災害応急対策計画 第31節防災ボランティアとの連携計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第31節防災ボランティアとの連携計画)

■風水害・火山災害対策編■ 第7章 第28節～第32節

第28節 災害義援金募集(配分)計画 【総務課・企画財政課・保健福祉課】

火山災害による被災者を救護するための災害義援金の募集及び配分は、「基本編 第5章災害応急対策計画 第32節災害義援金募集(配分)計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第32節災害義援金募集(配分)計画)

第29節 災害救助法の適用と実施 【総務課】

火山災害により救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は、「基本編 第5章災害応急対策計画 第34節災害救助法の適用と実施」に基づく。

(参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第34節災害救助法の適用と実施)

第30節 応急飼料計画 【総務課・農林課】

火山災害に際し家畜飼料の応急対策については、「基本編 第5章災害応急対策計画 第35節応急家畜対策計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第35節応急家畜対策計画)

第31節 労務供給計画 【全課】

町及び関係機関は風水害時における応急対策に必要なときは、「基本編 第5章災害応急対策計画 第26節労務供給計画」により一般労働者の供給をうけ災害対策の円滑な推進を図る。

(参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第26節労務供給計画)

第32節 職員派遣計画 【総務課】

火山災害が発生した場合における指定地方行政機関及び指定公共機関の職員の派遣要請又は知事に対する派遣の斡旋要請に関する計画は、「基本編 第5章災害応急対策計画 第30節職員派遣計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第30節職員派遣計画)

第33節 災害応急金融計画 【全課】

火山災害の応急復旧を図り、り災者の速やかな立直りを期するため応急金融は、「基本編 第5章災害応急対策計画 第33節災害応急金融計画」に基づく。

(参照：基本編 第5章災害応急対策計画 第33節災害応急金融計画)

第8章 災害復旧計画

第1節 災害復旧計画の基本的な考え方 【全課】

大規模な風水害、火山災害が発生した際の復旧計画の基本的な考え方は、「基本編 第6章災害復旧計画 第1節災害復旧計画の基本的な考え方」に基づく。

(参照：基本編 第6章災害復旧計画 第1節災害復旧計画の基本的な考え方)

第2節 被害状況の把握 【全課】

災害復旧を進めるに際しての被害状況の把握は、「基本編 第6章災害復旧計画 第2節災害復旧の方針の策定」に基づく。

(参照：基本編 第6章災害復旧計画 第2節災害復旧の方針の策定)

第3節 り災証明書の交付 【総務課・町民課・建設課】

被災町民からの「り災証明書」交付申請に基づく対応は、「基本編 第6章災害復旧計画 第3節り災証明書の交付」に基づく。

(参照：基本編 第6章災害復旧計画 第3節り災証明書の交付)

第4節 公共施設の災害復旧計画 【総務課・建設課・農林課・保健福祉課・教育委員会】

公共施設の災害復旧計画は、「基本編 第6章災害復旧計画 第4節公共施設の災害復旧計画」に基づく。

(参照：基本編 第6章災害復旧計画 第4節公共施設の災害復旧計画)

第5節 財政方針の策定 【企画財政課】

財政方針の策定は、「基本編 第6章災害復旧計画 第5節財政方針の策定」に基づく。

(参照：基本編 第6章災害復旧計画 第5節財政方針の策定)

第6節 用地の確保・調整 【全課】

被災直後の避難誘導や緊急救助等の活動やその後の復旧事業を円滑に実施するため、速やかな被害概況の把握と必要なオープンスペースの確保及び用地等の確保・調整は、「基本編 第6章災害復旧計画 第6節用地の確保・調整」に基づく。

(参照：基本編 第6章災害復旧計画 第6節用地の確保・調整)

第7節 町民生活の再建

【総務課・企画財政課・建設課・保健福祉課・教育委員会・商工観光課・町民課】

災害によって被害を受けた町民が、その痛手から速やかに再起し、生活の安定を早期に回復するための住宅、医療、福祉、教育・児童福祉、保健、租税の徴収猶予及び減免等の取り組みは、「基本編 第6章災害復旧計画 第7節町民生活の再建」に基づく。

(参照：基本編 第6章災害復旧計画 第9節町民生活の再建)

第8節 産業の再建 【全課】

災害によって停滞した農業、観光、中小企業、雇用就業に関する支援については、産業の再建対策として、「基本編 第6章災害復旧計画 第8節産業の再建」に基づく。

(参照：基本編 第6章災害復旧計画 第8節産業の再建)

第9章 継続災害への対応方針

火山噴火等については、数年間に及ぶ長期間となる場合が考えられる。被災の状況、噴火等のハザードの動向を勘案しつつ、安全対策を含む復旧計画を必要に応じ作成するものとし、対応方針を以下に示す。

第1節 避難対策 【全課】

町は、気象庁より火山噴火等が長期化する等の発表を得た場合、また土石流の発生のおそれがある等の火山現象に関する情報を関係機関及び町民に迅速かつ的確に伝達するための体制を整備するとともに、避難誘導體制の強化を図る。

また、火山噴火等により、土石流等が長期的に反復するおそれがある場合には、町民等の一時的避難施設の建設を行う。なお、火山噴火等が長期化した場合には、火山の活動状況を考慮しつつ、状況に応じた避難勧告、警戒区域の設定等、警戒避難体制の整備に努め、かつ、警戒区域の変更、状況の変化に応じた警戒避難対策に対し、適切な助言を行うなどの支援に努める。

第2節 安全確保対策 【全課】

町は、道、国等の協力のもと、火山災害の状況に応じ、泥流土石流対策等適切な安全確保策を講ずる。

火山噴火等が長期化、反復するおそれがある場合には、安全な場所に応急仮設住宅の建設や仮設校舎等の建設に努める。

また、国の協力のもと復旧計画に基づき、必要な場合には、土地の嵩上げ等による宅地の安全対策、道路の迂回・高架化等、発災直後から将来の復旧を考慮した対策を講ずるよう努める。

第3節 被災者の生活支援対策 【全課】

町は、火山災害等の長期化に伴い、地域社会に重大な影響が及ぶおそれがあることを勘案し、必要に応じて、災害継続中においても、生活支援、生業支援等の被災者支援策や被災施設の復旧その他の被災地域の復旧を図るための措置を道、国（厚生労働省、中小企業庁、農林水産省、国土交通省、文部科学省）に要請し実施する。